府中市議会政治倫理条例(仮称)原案に対する パブリック・コメント手続の実施結果

1 意見の提出期間 令和4年11月11日(金)から同年12月12日(月)まで

2 意見の提出者数等

提出者 件数		意見の提出方法別の人数				
1疋山1	什奴	Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
12人	56件	10人	1人	1人	0人	0人

3 意見の概要と意見に対する市議会の考え方

1,5	- 息兄り阺安と息兄に刈りる川峨云の石ん刀 				
No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方		
1	前文	「制定するものである」は「制定す	他の条例の前文にならい、ご意見のとおり		
1	削入	る」で十分である。	修正します。		
		前文中「品位の保持」を「透明性の担	「品位の保持」は、議会基本条例第4条「議		
		保」とする。	員は、高い倫理的義務が課せられているこ		
2	前文		とを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員と		
2	削入		しての品位の保持に努めるものとする。」を		
			踏まえた記述であり、原案のとおりとしま		
			す。		
		第1条は、第2条の規定と重複があ	本条文は、倫理基準を遵守すべきは議会全		
		るため、次のように整理すべきであ	体とともにそれぞれの議員にあることを確		
		る。「本条例は、府中市議会基本条例	認したものです。したがって、政治倫理を守		
		第4条に規定する高い倫理的義務に	る主体を議会のみに絞ることはなじまない		
3	第1条	関する事項を規定し、府中市議会(以	ため、原案のとおりとします。		
		下「議会」という。) が、これを将来			
		にわたり遵守することで、公正で開			
		かれた民主的な市政の発展に寄与す			
		ることを目的とする。」			
		第2条の冒頭は、第1条の冒頭の趣	本条文は、第1条と同様に、前文に掲げた		
		旨を生かし、「議員は、市民より厳粛	「高い政治倫理の確立」、「品位の保持」に関		
4	第2条	な信託とともに選ばれた代表とし	する具体的責務を盛り込んだものです。第		
		て・・・」とする。	2条でも、まず生かすべきは前文の趣旨で		
			あるため、原案のとおりとします。		

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		第2条第1項の「誠実かつ公平・公	本条文は、委員会の議論をもとに文言を精
		正」について、「公平」は考え方によ	査し、必要な文言について盛り込んだもの
		っては難しい概念であり、誤解を招	であるため、原案のとおりとします。
5		きやすい言葉である。「公正」にその	
		意味の一部が含まれていると解釈す	
		れば「誠実かつ公正」で十分と考え	
		る。	
		第2条第3項の「議員が会派内及び	第2条第3項の当該箇所は、議員が会派内
		その他の議員間で相互に政治倫理基	及び議員間でこの条例を守るべきことを相
6	第2条	準を共有し」は、「議員が政治倫理基	互に確認し合うことが重要であるとの考え
	<i>和 4</i> 不	準を共有し」で十分である。削除部分	から規定したものです。このため、原案のと
		は、内輪の話で当然のことであるた	おりとします。
		め条例にはなじまない。	
		第2条第1項中「品位の保持」は前文	本条文は、前文に掲げた「品位の保持」に関
7	第2条	に規定されているので不要である。	する具体的責務を盛り込んだものであるた
			め、原案のとおりとします。
		この条例は、議会・議員の行動を規定	政治倫理を遵守するためには、市民の協力
		することを目的とすることから、市	も不可欠であると同時に、議員に対して不
	第3条	民の責務は条例の高い位置にはなじ	正を行わせるような働きかけをしないとい
8		まない。もしどうしても規定する場	う責務を明示することが必要であることか
	717 0 710	合は、第22条の後にでも配置すべき	ら、市民に関する努力義務規定を設けるこ
		である。また、市民の「責務」とする	ととしました。そうした経緯を踏まえ、原案
		表現は、本条例になじまないため、規	のとおりとします。
		定するとすれば「協力」とするべき。	
		第4条の号の順番は、その外形的重	令和3年12月2日の委員会では、各会派か
		要性から、次の順となると考える。	ら提出された倫理基準内容を整理の上、掲
		(6), (7) , (2) , (3) , (5) , (1) , (4) , (8) ,	載順とともに示しています。その際に、順番
		(9)	変更に関する委員意見が出されて、それを
9	第4条		取り入れた上で、条例原案における倫理基
			準掲載順としています。以上の検討経過に
			加え、掲載順によって倫理基準の扱いの軽
			重がつくわけでもないことから、原案のと
			おりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		第4条第3号に「強要して」とある	本条文は、議員が職員に不正行使を強要す
		が、訴訟において「強要をした・して	ることを禁じる規定ですが、いただいたご
		いない」の無為な争点となりかねな	意見は議員が不正行為を行うことを禁じる
		いため、「不正行使を行い」で十分で	規定となっており、主体が異なっています。
		ある。	また、本条例では、政治倫理基準(第4条)
10	空 4 久		に対する違反行為の疑いがあった場合に審
10	第4条		査する「審査会」に関する規定を設けていま
			す (第7条〜第18条)。「審査会」は、あくま
			でも議会として課す措置を審査する場であ
			り、訴訟とは自ずと役割が異なります。その
			前提に立ち、原案に至っているため、原案の
			とおりとします。
		第4条に、次の号を加えることを提	本条文は、倫理基準の運用の厳格化を図る
		案する。「(10) 上記に掲げる基準の	ため基準を9項目の制限列挙としていま
11	第4条	ほか、全ての法令を遵守するととも	す。このため、原案のとおりとします。
		に、高い倫理観を持って職務を遂行	
		すること。」	
		「しないこと」となっている各基準	政治倫理基準は、議員が遵守することを列
12	第4条	の末尾を「禁止する」に変更する。	挙したものであるため、末尾を「しないこ
12	为4木		と」としていることから、原案のとおりとし
			ます。
		議員は、より一層高い人権意識が求	令和3年12月2日の委員会で、ハラスメン
		められており、具体的に示した方が	トの内容を具体的に列挙することについて
		分かりやすいため、政治倫理基準の	議論がありました。このなかで、様々なハラ
		「各種ハラスメント」は「パワーハラ	スメント行為に対応できるようにしたほう
		スメント、セクシャルハラスメント、	がよいとの考えから「各種ハラスメント」と
13	第4条	マタニティハラスメント等ハラスメ	いう表現が委員から提案され、了承された
15	为五木	ント」と記載してほしい。また、議員	経緯があります。また、「SNS等での誹謗
		のツイッター等での発言が問題とな	中傷、ヘイトスピーチ等」についても、「そ
		ることもあるので「その他の人権侵	の他の人権侵害の恐れのある行為」とする
		害のおそれのある行為」に、「SNS	原案の条文で包括されている内容であるた
		等での誹謗中傷、ヘイトスピーチ等」	め、原案のとおりとします。
		を加えてほしい。	

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		第5条が利益相反行為を防止する趣	この規定は、議員が役員を務める営利を目
		旨であるのであれば、見出しは「利益	的とする企業又は団体を対象としているた
		相反行為の防止」とするべきである。	め、請負等の禁止を義務づけることは法律
		その上で、第5条第1項に全般的な	上できません。このため、原案のとおりとし
1.4	kk = k	利益相反行為の防止規定を書き、第	ます。
14	第5条	2項として原案の請負辞退を規定し	
		てはと思う。また、第2項については	
		「辞退するよう努めなければならな	
		い」ではなく、「辞退しなければなら	
		ない」であると考える。	
15	第5条	「辞退するよう努めなければならな	同上
10	カリ木	い」を「禁止する」に変更する。	
		審査請求の要件のうち「刑事事件に	当該議員が逮捕されている状態や、裁判に
		より有罪の判決を受けたとき」とし	より事実が明らかになっていない状況で
16	第6条	ている規定を「刑事事件の被疑者又	は、審査会の審査は困難であることなどか
		は被告人として逮捕されたとき」に	ら、原案のとおりとします。
		改める必要がある。	
		第6条の「有罪の判決を受けたとき」	当該規定は、裁判のいずれの審級(第1審、
17	第6条	は、何回目の裁判の判決か判然とし	第2審、第3審) にかかわらず判決を受けた
11	77 U A	ないため、明確に規定することを望	ときに審査請求を行える規定としているた
		む。	め、原案のとおりとします。
		第6条の「議長」は、「議会の議長(以	本条例は、府中市議会に関して定めるもの
18	第6条	下「議長」という。)」に修正を求める。	であり、議長が「議会の議長」を指すのは明
10	77 U A		らかです。このため、原案のとおりとしま
			す。
	第6条	審査請求は、議員としての任期終了	本条例に規定する「審査会」は、あくまでも
19		後も行うことができることとすべき	議会として課す措置を審査する場であり、
10	31 0 X	である。	議員職を辞した人物は、審査の対象外とな
			ります。このため、原案のとおりとします。
		請求に至るまでのハードルが高すぎ	審査請求に必要な連署数については議論を
		ると審査会が開かれず、条例の目的	重ねた結果、原案に示した数となっていま
20	第6条	が実現できなくなるおそれがあるた	すので原案のとおりとします。
20	N1 0 NC	め、審査請求に必要な連署の数は、議	
		員にあっては「3分の1以上」を「8	
		分の1以上」としてほしい。	
		市民による審査請求の連署数を	同上
		1/500 (420人程度) から1/1,000 (210	
21		人程度) に、議員による審査請求の連	
		署数を1/3(10人)から1/5(6人)に	
		引き下げてほしい。	

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		審査請求は、当該議員の任期中に行	本条例は、現職議員を対象としているため、
		わなければならないと規定してい	審査請求時に議員ではない者は審査請求の
		る。そのため、任期満了直後に審査請	対象とはなりません。本条例の目的は、政治
		求の対象となる行為が発覚したとき	倫理基準に反した者を罰することではな
		は審査請求ができないこととなるが	く、議員が高い倫理的義務を課せられてい
22	第6条	不満が残る。その任期を超えて、再選	ることを自覚し、良識と責任を持ち、議員と
		されている場合は、その行為から3	しての品位の保持することを守らせること
		年に限り審査請求が可能との規定だ	にあります。このため、原案のとおりとしま
		が、その議員が審査請求を逃れるた	す。
		め、辞職した場合、どういう扱いとな	
		るか。	
		審査請求の対象となる行為が任期終	同上
		了間際に行われた場合は、審査請求	
		期間が短くなるため任期終了後に再	
		選されなかった場合でも、その行為	
	第6条	があったとされる日の1年後までは	
23	第14条	審査請求ができるようにしてほし	
	第14 条	۷ ۱ _۰	
		また、その場合、審査対象となる者は	
		元議員となるが、元議員であっても	
		審査に協力する義務を明記してほし	
		۱۷ _۰	
		第7条の「速やかに」は、「○○日以	市民の連署による審査請求では、議員によ
		内に」などと具体的に規定する必要	る請求の場合以上に署名のチェックに時間
24	第7条	がある。	を要するなど、一律に期間を設定するのは
			困難です。このため、原案のとおりとしま
			す。
25	第7条	「速やかに」を「1週間以内」に変更	同上
	717 1 710	する。	
		審査会を機能させ、条例の目的を果	審査会の役割を、審査請求の適否又は政治
		たすため、審査会は常設にしてほし	倫理基準違反行為の存否を審査し、議長に
		い。常設としない場合は、審査会の開	必要な措置を勧告することとしているた
		催を担保するため「速やかに」を「○	め、その設置は審査請求に応じて行うこと
26	第7条	○日以内に」と具体的な日数を規定	となっています。また、市民の連署による審
		してほしい。	査請求では、議員による請求の場合以上に
			署名のチェックに時間を要するなど、一律
			に期間を設定するのは困難です。このため、
			原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		審査会の委員構成は、議員のみでな	地方自治法では、議会が附属機関(議員以外
		く、市民、学識経験者を加えるべきで	の市民、学識経験者等を構成員とする機関)
0.7		ある。さらに、男女共同参画社会の実	は設置できないとされているため、原案の
27	第8条	現に資するよう、男女比のいずれか	とおりとします。なお、審査会は、必要な場
		が4割未満とならないよう考慮する	合には学識経験者からの意見聴取を可能と
		ことを明記してほしい。	しています (第13条第2項)。
90	学 0 久	審査会の構成員として、市民代表と	同上
28	第8条	学識経験者を加えてほしい。	
		審査会の委員構成は、議員、市民、有	同上
20	第8条	識者とすべきである。また、「委員の	
29	第 0年	選出方法は、別途細則で定める」とし	
		てほしい。	
		審査会の目的・趣旨から、委員構成が	同上
		議員のみであることは疑問である。	
30	第8条	審査会には、常時、市民代表委員と学	
		識経験者を各1名以上置く必要があ	
		る。	
		会議を議決により非公開とすること	審査会では、審査内容によって被害者の人
		ができることを規定した、ただし書	権・個人情報を守らなければならない場合
		きを削除し、会議の公開を義務づけ	も、少なからず想定されます。たとえば、各
		る規定とすることを求める。	種ハラスメントの被害者に関する情報は、
			たとえ審査に必要なものであっても、公表
31	第10条		が二次被害につながるケースも懸念されま
			す。そのため、あくまでも公開を原則とした
			上で、一定の要件(出席議員の3分の2以上
			の多数議決)に基づく非公開も条文に盛り
			込んだものです。このため、原案のとおりと
			します。
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	同上
32	第10条	非公開をなくし、透明性を担保すべ	
		き。	

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
			審査会では、審査内容によって被害者の人権・個人情報を守らなければならない場合
			性・個人情報を引りなりればなりない。 も、少なからず想定されます。たとえば、各
			種ハラスメントの被害者に関する情報は、
		る。	性パクスクラーのWealに関する情報は、 たとえ審査に必要なものであっても、公表
		'	が二次被害につながるケースも懸念されま
			す。そのため、あくまでも公開を原則とした
33	第10条		上で、一定の要件(出席議員の3分の2以上
			の多数議決)に基づく非公開も条文に盛り
			込んだものです。このため、原案のとおりと
			します。なお、いただいたご意見を踏まえ、
			非公開とする際に、その理由を明らかにす
			ることを別途、施行規程に定めることを検
			計します。
		公開とすることを必ずしも否定しな	1. 4—
34		いが、その場合、非公開の理由を明ら	
		かにしなければならないと規定して	
		ほしい。	
		審査会の会議を非公開とする場合	同上
35	第10条	は、理由を明らかにした上で非公開	
		としてほしい。	
		審査会での議決結果及び議決委員名	審査会は、公開を原則としています。また、
		を公開する規定とすることを求め	議会としての措置は「議会に諮り」とされて
		る。	いるように (第18条)、議会の議決を得るこ
36	第10条		とになり、その際に各議員の賛否が明らか
			となります。さらに、そのやり取りは、議事
			録として公開されます。このため、原案のと
			おりとします。
		第11条の「職務上知り得た秘密」は、	第11条の「職務上知り得た秘密」は、非公開
		第10条の規定により会議を非公開と	の会議で知り得た秘密のみにとどまらない
		した場合におけるものか。第10条と	と考えられます。会議外で配付する資料等
37	第11条	第11条の規定は整理が必要である。	に記載された情報についても、適用が想定
			されます。このため、原案のとおりとしま
			す。なお、秘密情報については、別途、施行
			規程に定めることを検討します。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		漏らしてはならない秘密は、個人情	漏らしてはならない秘密は、個人情報のほ
		報のみとすべき。	かにも、法人等の情報についても想定され、
0.0	生11夕		限定することが困難です。このため、原案の
38	第11条		とおりとします。なお、秘密情報について
			は、別途、施行規程に定めることを検討しま
			す。
		審査会を常設にした上で、審査請求	審査会の役割を、審査請求の適否又は政治
		に関する審査のほかに、政治倫理確	倫理基準違反行為の存否を審査し、議長に
39	第12条	立のために必要な事柄についての調	必要な措置を勧告することとしているた
39	分14木	査を行い、議会や市民に報告・提言す	め、その設置は審査請求に応じて行うこと
		るなどの役割を持たせてほしい。	となっています。このため、原案のとおりと
			します。
		学識経験者による中立性の担保が必	第13条第2項により学識経験者を参考人と
40	第13条	要である。	して出席させ、意見を聴くことができると
			規定しています。
		必要な措置を具体的に明記すべきで	審査会で勧告できる具体的な措置内容は、
41	第18条	ある。	現在検討中の施行規程で定めることとなっ
41	为10木		ています。このため、原案のとおりとしま
			す。
		説明会の開催義務が生じる要件とし	当該議員が逮捕されている状態や、裁判に
		て「刑事事件により有罪の判決を受	より事実が明らかになっていない状況で
		けた場合」としている規定を「刑事事	は、説明会の開催は困難であることなどか
49	第19条	件の被疑者又は被告人として逮捕さ	ら、原案のとおりとします。
12	MIION	れた場合」、「起訴された場合」又は	
		「1審で有罪判決を受けた場合」で	
		あって引き続きその職にとどまろう	
		とするときとする必要がある。	
		刑事事件により有罪判決を受けたと	議員の身分の喪失については、執行猶予の
		きは、停職又は辞職とすべきである。	つかない懲役刑又は禁固刑の判決が確定し
43	第19条		た場合などに失職することが法律により定
10	MITON		められています。条例で規定するのは、違法
			であり無効となるため、原案のとおりとし
			ます。
		宣誓書の提出は、議員バッジと引き	宣誓書の未提出者については、その氏名を
44	第21条	換えとすべきである。	市議会ホームページ等で公表することを検
11	勿41木		討しておりますので、原案のとおりとしま
			す。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		第22条の「議長は、政治倫理に関する	条文の正確性を期すため、いただいたご意
4.5	#too A	研修を」は、「議長は、議員に対し政	見のとおり修正します。
45	第22条	治倫理に関する研修を」に修正する	
		ことを求める。	
		研修は、市議会議員選挙の年に必ず	政治倫理規定を常に遵守していくのに、研
		行うこととし、以降毎年行うことと	修を定期的に行うことは不可欠であること
46	第22条	すべきである。	から、第22条を設けています。このため、原
10	7722X		案のとおりとします。ただし、具体的な頻度
			等は、議会内で今後議論するべきものと考
			えています。
			原案第23条に委任規定を設けております。
		び様式を規定するため、「この条例に	
47	第23条	定めるもののほか、この条例の施行	
		に関し必要な事項は、議長が別に定	
		める」などとする委任規定を追加する。	
		る必要がある。	タロルアには業人の発油を囲むてもは、業
			条例改正には議会の議決を要するため、議 長の独断で改正することはできません。委
48	第93 条		任の規定は、この条例を運用するために必
40	为 20木	て変更してはなりない。	要な事務手続等について議長が規程などで
			定めることを規定したものです。
		議長が審査対象議員になったときの	仮に議長が審査対象となった場合において
			も、地方自治法等の規定に基づき対応する
49	その他	たときは、副議長がこの条例に規定	ことになるため、原案のとおりとします。
		する議長の職務を行うものとする」	
		としてはどうか。	
		条例の検証の規定として、議会はこ	検証については、条例には規定していませ
		の条例の目的が達成されているか検	んが、その必要性については議論されてい
50	その他	証するとし、この検証は少なくとも	ます。したがって、条例の施行後、必要性が
		4年間の議員の任期中に行うことを	認められれば、検証を行うことになります。
		新設してほしい。	
		第24条として(検証と見直し)の規定	同上
		を追加し、第1項を「議会は、この条	
		例の目的が達成されているかについ	
51	その他	て、有識者や市民の意見を徴した上	
		で、4年の任期中に最低1回検証す	
		る」とし、第2項を「この検証の結果	
		を受けて速やかに見直し措置を講ず	
		ることとする」と規定してほしい。	

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
		この原案は、素案にあった「刑確定後	条例制定を望むご意見として、受け止めさ
		の措置」を削除するほか、市民の意見	せていただきます。
F0	7-014	を踏まえて素案の再検討を行ったも	
52	その他	ので、自浄効果を発揮した条例であ	
		ると思う。この原案に沿って無事可	
		決されることを切望する。	
		条例施行後、庁舎ロビーに条例を掲	条例の公布に当たっては、府中市公告式条
53	その他	げて、市民の責務があることを周知	例に基づき、本庁舎、東部出張所及び西部出
95	~ WILL	する必要がある。	張所の掲示板に貼りだすほか、市議会ホー
			ムページ等でも案内をする予定です。
		今回提出した意見が取り入れられな	今回の政治倫理条例へのパブリック・コメ
		い場合は、その提出者に理由を示し	ントは、市の通常のパブリック・コメントに
		てほしい。	おける手続に即して実施しています。その
5.4	その他		ため、それぞれの意見提出者に個別に回答
04	~ WILL		を行うことはしませんが、寄せられた意見
			の概要及び意見に対する議会の考え方につ
			いては、一覧に取りまとめ、市議会ホームペ
			ージで公表する予定です。
		パブリック・コメントの全意見、その	今回の政治倫理条例へのパブリック・コメ
		検討結果及び検討した会議の会議録	ントは、市の通常のパブリック・コメントに
		を公開することを要望する。	おける手続に即して実施しています。その
			ため、それぞれの意見提出者に個別に回答
55	その他		を行うことはしませんが、寄せられた意見
00			の概要及び意見に対する議会の考え方につ
			いては、一覧に取りまとめ、市議会ホームペ
			ージで公表する予定です。なお、委員会各回
			の議事録は、市議会ホームページで公開し
			ており、検索可能です。
		素案から原案への作成過程における	条例の素案に対して市民の意見を聴く会な
		議論の論点がなんであったかよく分	どでいただいた意見は、一つ一つ検討して
56	その他	からなかったため、公開の市民説明	おり、その過程についてはインターネット
		会を開催すべきだったのではない	の音声ライブ配信や会議録公開を行ってき
		か。	ました。